

船舶事故調査報告書

令和3年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年7月26日 10時22分ごろ
発生場所	広島県尾道市生口島南岸 伊予北浦港北浦防波堤北灯台から真方位326°1.3海里付近 (概位 北緯34°15.3 東経133°05.0)
事故の概要	プレジャーボート洋丸は、北西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年8月26日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 洋丸、5トン未満（長さ7.20m）
船舶番号、船舶所有者等	281-25089愛媛、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首船底部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約1.6m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約140cm（因島）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、帰航の目的で、船長が操縦席に腰を掛け、右手で機関操縦レバーを握り、左手は舵輪から手を離して食べ物を持って北西進中、左舷側を追い越していった小型船舶の航走波を受けて右舷方に傾いた際、操縦席ごと転倒して右舷側に落水した。</p> <p>本船の操縦席は、高さ約80cm、座面と底部が直径約40cmの円形で、甲板に固定されておらず不安定であった。</p> <p>本船は、無人の状態で行航して、生口島南岸の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、付近を通りかかった小型船舶に救助された。</p> <p>本船の喫水は、船首不詳、船尾約0.8mであった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、北西進中、船長が、操縦席に腰を掛け、右手で機関操縦レバーを握り、左手は舵輪から手を離して食べ物を持っていたところ、航走波を受けて操縦席ごと転倒して落水したことから、無人の状態のまま浅所に向かって航行を続け、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、北西進中、船長が、操縦席に腰を掛け、右手で機関操縦レバーを握り、左手は舵輪から手を離して食べ物を持っていたところ、航走波を受けて操縦席ごと転倒して落水したため、無人の状態のまま浅所に向かって航行を続け、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、操船に集中し、船体が動揺した際に落水しないように身体を保持して航行すること。・ 操縦席は、転倒しないよう甲板に固定すること。
--------------	---